



投票所一覧

地 区	投票区	あ な た の 住 ん で い る 所	投 票 所 名
日章	第 1	王子(北・中・南)、前永田、高見、高田、藤宮(北・南)、徳常、笠松(北・南)、北組(1・2)、中組(東・中・西)、南組	日章営農生活改善センター
	第 2	永田(北・南)、上咥内、本村(北・南)、東町(西・東・駅前)、中町(1・2・3・4)、西町(1・2・3)、都築紡績	香南中学校体育館
	第 3	下咥内(南・北)、茨西(北・南)、新屋、土居、中須、開田、高専物部宿舍、日章寮、切正寮、空港宿舍、合同宿舍	物 部 公 民 館
	第 4	久枝(西1・2、中南、中北、東1・2・3)、下島(浜・里)	久 枝 公 民 館
大篠	第 5	能間(東・西・北)、野田口、城陸、朝日町(南・北)、榎田町、稲吉(東・中・西)、西窪、新川	大篠小学校体育館
	第 6	山崎、八木、田井、関、竹中、西野々、住吉野、伊達野、大埴団地、南海学園、白銀荘	竹 中 公 民 館
	第 7	篠原(東・西・北)、南小籠南	篠原中央公民館
	第 8	明見	明 見 公 民 館
稲生	第 9	立石、千田木、土居谷、衣笠、丸山、井川、千屋崎	稲生ふれあい館
	第10	中谷、林谷、西谷、小久保、芦ヶ谷、北地	小 久 保 公 民 館
十市	第11	人形谷、糸木楠上、錦城、栗山、東坪池、西坪池、札幌(1・2・3・4)、緑ヶ丘(1・2・3丁目)	十市高齢者多世代交流プラザ
	第12	剣尾、東組、国政、土居谷、西和	土居浩方車庫
	第13	大小浜、八丁、阿戸、丸山	阿 戸 公 民 館
三和	第14	岡上、北組、中組、南組、寺山、西ヶ芝	片 山 公 民 館
	第15	上畑、室屋、土居、立石、馬橋、野尻、小田村、山口団地	三 和 公 民 館
	第16	東場、中ノ丁、細工所、八松	中ノ丁公民館
	第17	中田、本村、岩坂(北・南)	浜 改 田 公 民 館
前浜	第18	浜田	浜 田 公 民 館
	第19	西組、中組、寺家、久保、東組、浜窪	寺 家 公 民 館
後免	第20	里組	下田村共同利用施設(下田村集会所)
	第21	東町、後免町(1・2・3・4丁目)	後 免 町 公 民 館
長岡	第22	西山、南陣山	西 山 公 民 館
	第23	北陣山、南三島、北三島	南 三 島 公 民 館
	第24	上末松、下末松、上廿枝、古市、祈年	SUN SUNながおか
	第25	1区、2区、3区(東・西)、東山町(1・2・3丁目)、幸町(1・2・3丁目)	中央第 5 集会所
	第26	4区、5区、6区(東・西)、7区(東・西)、小籠(1・2丁目)、元町(1・2・3丁目)	中央第 1 集会所
	第27	東崎東部、東崎西部、宇田、日吉町(1・2・3丁目)、駅前町(1・2・3・4・5丁目)	駅 前 町 公 民 館 (旧宇田公民館)
国府	第28	西島、たちばな、8区、小山団地、北小籠、南小籠、希望の家	中央第 4 集会所
	第29	国分(北・南・中・西)、左右山(東・中・西)、比江(上・下・東・城東)、国府寮	国 府 小 学 校
久礼田	第30	植田(北・南・西)、植田団地	植 田 公 民 館
	第31	久礼田(沖ノ土居・石堂・中北・中南北・中南北・西北・西南・高石)	久 礼 田 体 育 館
	第32	植野(東・中・西北・西南)、領石(北・中・南)	植 野 公 民 館
瓶岩	第33	宍崎、亀岩、外山、才谷	瓶 岩 体 育 館
	第34	成合、天行寺	成合天行寺公民館
上倉	第35	白木谷(一道木・萩野・中ノ谷・中平・滝下・小滝・中組・番所・中部・小倉)	白木谷消防屯所
	第36	(下・上) 八京、丸山組	八 京 公 民 館
	第37	奈路(東・西・北)	奈 路 公 民 館
	第38	中谷、上倉	中 谷 公 民 館
	第39	桑ノ川、黒滝、大改野、中ノ川	黒 滝 公 民 館
岡豊	第40	笠ノ川(東・西・南)、八幡(東・西・南)	笠 ノ 川 公 民 館
	第41	小蓮(東・西)、定林寺、滝本	定 林 寺 公 民 館
	第42	蒲原、看護宿舍、蒲原宿舍、県住蒲原住宅、蒲原住宅	蒲 原 公 民 館
	第43	中島(山島・町・沖)、常通寺島、江村、吉田、小籠、中島宿舍	中 島 消 防 屯 所
野田	第44	上野田、下野田、西野田、西野田町(1・2・3・4丁目)	野 田 公 民 館
	第45	包末、(東・西)金地	包 末 公 民 館
	第46	福船、堀ノ内、蔵福寺島	岩村ふれあいセンター

4月10日(日) 高知県議会議員選挙の投票日

任期満了に伴う高知県議会議員選挙の投票が、4月10日(日)に行われます。

投票の時間は、午前7時～午後7時です。

＊成合、天行寺、中谷、上倉、桑ノ川、黒滝、大改野、中ノ川は午前7時～午後6時です。

投票できる方

現在住んでいる場所で投票できるのは、次の皆さんです。

▼平成3年4月11日までに生まれた方

▼平成22年12月31日までに南国市に転入届を出し、引き続き住んでいる方

＊今年3月31日以降に市内で住所を変わり、転居届を出された方は、前住所の投票所に行ってください。

転出入をした方

▼平成22年12月10日以降に、南国市から県内の他市町村へ転出し、転出先の選挙人名簿に登録されていない方は南国市で投票ができます。

▼3月31日現在で選挙時登録を行いますので、平成23年1月1日以降に南国市に転入届を出した方は、南国市では投票できませんが、転入前の住所地が県内で、選挙人名簿に登録されていれば前住所地で投票ができます。

＊転出入をした方が前住所地で投票するときは、現住所地主町村長が発行する現在も引き続き住んでいること

の証明書がないと投票できません。

投票時間

市内すべての投票所(黒滝など三投票所を除く)の閉鎖時間が、午後7時となっています。

時間に遅れないよう、早めに投票を済ませてください。また、時間に不安のある方は、期日前投票(後述)を行ってください。

期日前投票

投票日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などのため投票所に行けない方は期日前投票ができます。

以前の不在者投票のうち、南国市の選挙管理委員会で行っていたものですが、手続きがとても簡単になっています。

■投票場所

市役所4階選挙管理委員会

■投票期間・時間

4月2日(土)～9日(土)

午前8時30分～

午後8時まで

不在者投票

指定を受けた病院・老人ホ

ームに入院・入所されている方や、長期出張などで南国市以外に滞在されている方は、滞在地などで不在者投票ができます。

手続きに時間がかかりますので、投票用紙の請求は早めにお願います。投票期間は4月2日からです。

郵便で投票できます。

郵便等投票証明書の交付を受けた方は、郵便による不在者投票ができます。郵便投票ができるのは、次のいずれかに該当する方です。

身体障害者手帳や戦傷病手帳を持っている方で、一定の障害などのため投票所に行くことが困難な方(両下肢、体幹あるいは移動機能の障害が一級もしくは二級の方など)、もしくは介護保険の要介護5の方が対象となります。

■代理記載制度

郵便などによる不在者投票をすることができ、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者)に代理で投票に関する記載をさせることができます。

＊郵便などの不在者投票をするには、「郵便等投票証明書」が必要です。

代理投票

身体障害者や字が書けない方も、投票所に行けば投票所で補助者に代理記載をしてもらうという方法で投票ができます。不在者投票の場合も代理投票ができます。

投票所入場券を忘れずに

各世帯に投票所入場券を郵送します。投票日には、投票所入場券を持って、左表の投票所に行ってください。

投票所の地図案内

左表の投票所の地図を市ホームページに掲載しています。トップページの画面左側、「地図でさがす」をクリックし、画面右側「地図の種類」から「選挙投票所」を選択し、画面左側「施設一覧」から該当の「投票区」を選択すれば、地図が表示されます。

※お問い合わせは選挙管理委員会

(☎880・6571)まで